資料１－１

第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画の最終案について

１　第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画の最終案

資料「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画【概要版】（最終案）」

資料「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画（最終案）」

資料「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査報告書」

２　第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画の最終案に係る説明

令和７（２０２５）年２月１４日付け　子育第５１８５号　の文書にて委員の皆様に御報告したとおり、「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画（案）（以下、「計画（案）」という。）」に対するパブリック・コメントの意見提出件数は、０件でした。

よって、パブリック・コメントの際に提示した計画（案）の内容を最終案としました。

なお、計画（案）の内容に変更はありませんが、文章の見直しをした結果、訂正が必要な部分の修正や、より分かりやすい文章に改めるため、文章及び表記の一部を変更しました。変更内容は、以下のとおりです。

３　変更箇所一覧

別紙１－２　第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画【概要版】　変更箇所一覧

別紙１－３　第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画　変更箇所一覧

第三期柏崎市子ども･子育て支援事業計画(概要版)　変更箇所一覧

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
1	P1	【本文９行目～10 行目】 本計画は､｢子ども･子育て支援法｣及び｢次世代育成支援対策推進法｣に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「市町村行動計画」を一体のものとして策定し、	【本文９行目～10 行目】 本計画は､｢子ども･子育て支援法｣及び｢次世代育成支援対策推進法｣に基づき一体のものとして策定し、	文言の見直し
2	P2	【本文６行目　◆回収結果】 【対象者】：2,386 人	【本文６行目　◆回収結果】 【対象者】：2,386 件	文言の見直し
3	P2	【下のグラフの※記載部分】 ※ n=251：｢どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う｣又は｢子育てしにくいまちだと思う｣を選んだ回答者数	【下のグラフの※記載部分】 ※ n=251：｢どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う｣又は｢子育てしにくいまちだと思う｣を選んだ回答数	文言の見直し
4	P3	【本文４行目　◆調査方法】 （小学５年生と中学２年生には学校を通じて配付し、高校２年生相当には郵送により配付）	【本文４行目　◆調査方法】 （小学５年生と中学２年生には学校を通じて配布し、高校２年生相当には郵送により配布）	文言の見直し
5	P3	【本文５行目　◆調査時期】 令和６（2024）年４月下旬～５月 15 日	【本文５行目　◆調査時期】 令和６年（2024）４月下旬～５月 15 日	文言の見直し
6	P3	【本文６行目　◆回収結果】 【対象者】：1,846 人	【本文６行目　◆回収結果】 【対象者】：1,846 件	文言の見直し
7	P4	【表の令和3（2021）年度部分】 ・子どもの遊び場施設等整備補助金の補助率・上限額の拡充	【表の令和3（2021）年度部分】 ・子どもの遊び場施設整備補助金の補助率・上限額の拡充	文言の見直し
8	P4	【表の令和6（2024）年度部分】 ・田尻保育園の改築（令和７(2025)年４月　安田保育園との統合移転）	【表の令和６（2024）年度部分】 ・田尻保育園の新築（令和７(2025)年４月　田尻保育園・安田保育園の統合移転）	文言の見直し
9	P4	【4　(1)子育て世帯への継続した経済的支援　１行目】 実際は「理想より少ない」との回答が 41.1%でした。	【4　(1)子育て世帯への継続した経済的支援　１行目】 実際は「理想より少ない」との回答が約 41.1%でした。	文言の見直し 約 41.1% →　41.1% （約を削除）

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
10	P6	【2　基本目標　○質の高い乳幼児期の教育・保育の安定的な提供の１行目】 乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎となる重要なものであることから、	【2　基本目標　○質の高い乳幼児期の教育・保育の安定的な提供の１行目】 乳幼児期の教育・保育は、生涯に渡る人格形成の基礎となる重要なものであることから、	文言の見直し
11	P7	【■自己肯定感に関する指標番号２　現状値】 50.1%	【■自己肯定感に関する指標番号２　現状値】 58.1%	数値の訂正
12	P7	【■将来への希望に関する指標番号１　項目】 ・ぐっすりと寝られて、気持ちよく目覚めた ・日常生活で興味のあることがあった	【■将来への希望に関する指標番号１　項目】 ・ぐっすりと眠られた ・日常生活で興味あることがあった	文言の見直し
13	P10	【⑦乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）及びこんにちは赤ちゃん事業】 訪問児童数（助産師） 訪問児童数（助産師） （延べ人数）	【⑦乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）及びこんにちは赤ちゃん事業】 訪問児童数（実） （助産師） 訪問児童数（延べ） （助産師）	文言の見直し （実）を削除 （延べ） →（延べ人数）
14	P10	【⑨地域子育て支援拠点事業】 ジャングルキッズ 利用親子人数 （延べ人数） 子育て支援室 利用親子人数 （延べ人数）	【⑨地域子育て支援拠点事業】 ジャングルキッズ 利用親子人数 子育て支援室 利用親子人数	文言の追加
15	P12	【子育て期全般 ２　子育て環境の充実】 すくすくネットかしわざき	【子育て期全般 ２　子育て環境の充実】 すくすくネット	文言の見直し
16	P12	【子育て期全般 ２　子育て環境の充実】 子どもの遊び場施設等整備補助	【子育て期全般 ２　子育て環境の充実】 子どもの遊び場整備補助	文言の見直し

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
17	P12	【子育て期全般 　2　子育て環境の充実】 男性の育児休業取得促進事業	【子育て期全般 　2　子育て環境の充実】 育児休業取得促進事業	文言の見直し
18	P12	【子育て期全般 　3　多様な遊びや学び体験、活躍できる機会づくり・居場所づくり】 子どもの遊び場施設等整備補助 ※再掲	【子育て期全般 　3　多様な遊びや学び体験、活躍できる機会づくり・居場所づくり】 子どもの遊び場整備補助 ※再掲	文言の見直し
19	P13	【８　ひとり親家庭への支援 　本文３行目】 児童扶養手当等の経済的支援を始め、	【８　ひとり親家庭への支援 　本文3行目】 児童扶養手当等の経済的支援をはじめ、	文言の見直し
20	P13	【乳児期・幼児期 　1　教育・保育サービスの充実】 妊婦健康診査	【乳児期・幼児期 　1　教育・保育サービスの充実】 妊婦健康診査 ※再掲	※再掲の削除
21	P13	【乳児期・幼児期 　1　教育・保育サービスの充実】 産婦健康診査	【乳児期・幼児期 　1　教育・保育サービスの充実】 産婦健康診査 ※再掲	※再掲の削除
22	P14	【乳児期・幼児期 ３　子育て環境の充実（経済的支援を含む。）　本文４行目】 ホーム）を始め、	【乳児期・幼児期 ３　子育て環境の充実（経済的支援を含む。）　本文４行目】 ホーム）をはじめ、	文言の見直し
23	末尾	裏表紙の追加		

第三期柏崎市子ども･子育て支援事業計画(本編) 変更箇所一覧

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
1	P3	【３行目】 子どもはみんなの宝物　～安心して子どもを産み育てられるまち・柏崎～	【３行目】 こどもはみんなの宝物　～安心してこどもを産み育てられるまち・柏崎～	表記の見直し ※第二期は、「子ども」を使用
2	P3	【16～17 行目】 子どもの貧困対策の推進に関する法律（現：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）	【16～17 行目】 子どもの貧困対策の推進に関する法律	文言の追加
3	P4	■次世代育成支援対策推進法第８条第１項	■次世代育支援対策推進法第８条第１項	文言の訂正
4	P5	【表の上から２番目】 第四次柏崎市地域福祉計画	【表の上から２番目】 柏崎市第四次地域福祉計画	文言の訂正
5	P11	【本文２行目】 ３階級年齢別人口の割合	【本文２行目】 ３階級年齢階層別人口の割合	文言の見直し
6	P11	【下のグラフの凡例】 年少人口（０～14 歳） 生産年齢人口（15～64 歳） 高齢者人口（65 歳以上）	【下のグラフの凡例】 年少人口割合 生産年齢人口割合 高齢者人口割合	文言の見直し
7	P12	【本文４行目】 ３月末現在で 5,582 人	【本文４行目】 ３月末現在（同）で 5,582 人	文言の見直し
8	P13	【本文４行目】 この10年間で自然減は456人増加	【本文４行目】 この10年間で456人増加	文言の見直し
9	P14	【本文１行目】 平成 26(2014)年から 34,000 世帯	【本文１行目】 平成 25(2013)年から 34,000 世帯	文言の訂正
10	P20	【本文４行目】 全国と比較すると	【本文４行目】 国と比較すると	文言の見直し
11	P20	【本文７行目】 女性就業率は 20～59 歳で全国よりも	【本文７行目】 女性就業率は国よりも	文言の見直し
12	P24	【本文下から３行目】 令和２(2020)年以降	【本文下から３行目】 令和２(2019)年以降	文言の訂正
13	P33	【本文下から３行目】 助産師の訪問（生後おおむね２８日まで）	【本文下から３行目】 助産師の訪問（産後おおむね生後２８日まで）	文言の見直し
14	P33	【本文下から２行目】 主任児童委員の訪問（生後おおむね２か月まで）	【本文下から２行目】 主任児童委員の訪問（産後２か月）	文言の見直し

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
15	P 34	⑥乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）及びこんにちは赤ちゃん事業 【上の表　【実績】部分】 量の見込み 　訪問延べ世帯数（助産師） 確保方策 　訪問延べ世帯数（助産師） 【下の表　【実績】部分】 量の見込み 　訪問延べ世帯数（助産師） 確保方策 　訪問延べ世帯数（助産師）	⑥乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）及びこんにちは赤ちゃん事業 【上の表　【実績】部分】 量の見込み 　訪問世帯数（助産師） 確保方策 　訪問世帯数（助産師） 【下の表　【実績】部分】 量の見込み 　訪問世帯数（助産師） 確保方策 　訪問世帯数（助産師）	文言の見直し
16	P36	【⑧児童虐待防止事業 　【事業概要】本文２行目 機能強化を始め、	【⑧児童虐待防止事業 　【事業概要】本文２行目 機能強化をはじめ、	文言の見直し
17	P44	【表部分】 児童数：１～３年生　４～６年生	【表部分】 児童数：１～３年　４～６年	文言の見直し
18	P 46	【下の表】 （単位：人）…表右上に追加して表示 （各年５月１日現在）…表右下に表示	【下の表】 （各年５月１日現在）…表右上に表示	表記の見直し
19	P 47	【タイトル部分】 ⑯　子どもの遊び場施設等整備事業	【タイトル部分】 ⑯　子どもの遊び場整備事業	文言の見直し
20	P 51	【本文 10 行目】 対象者：2,386人	【本文 10 行目】 対象者：2,386 件	文言の見直し
21	P56	【本文４行目～7 行目】 「認可保育園」（79.0%）が最も多く、「幼稚園」（14.5%）、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」（ともに 12.9%）が続きます。 利用する理由は、「保護者が就労中」（90.8%）が最も多く、「お子さんの教育や発達のため」	【本文４行目～7 行目】 「認可保育園」（79.0%）が最も多く、「幼稚園」（14.5%）と「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」（ともに 12.9%）が続きます。 利用する理由は、「保護者が就労中（90.8%）」が最も多く、「お子さんの教育や発達のため	文言の見直しと、「　」内にあった（　）の数値を、「　」の後に移しました。 ※混在していたため統一

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
		（20.4%）が続きます。利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（63.6%）が最も多く、「極力利用せず、自分の家庭内で子育てしたい」（24.5%）が続きます。	（20.4%）」が続きます。利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（63.6%）」が最も多く、「極力利用せず、自分の家庭内で子育てしたい（24.5%）」が続きます。	
22	P57	【■利用していない理由のグラフ部分】 「1　極力利用せず、自分の家庭内で子育てしたい」の「前回」のグラフについて、0.0の表示を削除 グラフの枠下に、「1　極力利用せず、自分の家庭内で子育てしたい」の選択肢は、前回なし　と表示	【■利用していない理由のグラフ部分】 「1　極力利用せず、自分の家庭内で子育てしたい」の「前回」のグラフについて、0.0の表示あり	前回調査では当該選択肢がないため、0.0を削除 グラフの枠下に説明を追加
23	P62	「利用したいとは思わない」（41.4%）が最も多く、	「利用したいとは思わない（41.4%）」が最も多く、	「　」内にあった（　）の数値を、「　」の後に移しました。 ※混在していたため統一
24	P64	【本文10行目】 「子育てしにくいまちだと思う」を選んだ方の理由は、	【本文10行目】 「子育てしにくいまちだと思う」を選んだ方が選んだ理由は、	文言の見直し
25	P67	【本文7行目】 ■調査時期 令和6（2024）年4月下旬～5月15日	【本文7行目】 ■調査時期 令和6年（2024）4月下旬～5月15日	文言の見直し
26	P67	【本文6行目】 中学2年生には学校を通じて配付	【本文6行目】 中学2年生には学校を通じて配布	文言の見直し
27	P67	【本文6行目】 高校2年生相当には郵送により配付	【本文6行目】 高校2年生相当には郵送により配布	文言の見直し
28	P67	【本文8行目】 送付対象者：1,846人	【本文8行目】 送付対象者：1,846件	文言の見直し

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
29	P75	【本文４行目～6 行目】 「好きな仕事をしている」 （37.3%、29.6%）が最も多く、「高校２年生相当」は「十分なお金があって豊かな暮らしをしている」（30.2%）が最も多くなっています。	【本文４行目～6 行目】 「好きな仕事をしている（37.3%、29.6%）」が最も多く、「高校２年生相当」は「十分なお金があって豊かな暮らしをしている（30.2%）」が最も多くなっています。	「　」内にあった（　）の数値を、「　」の後に移しました。 ※混在していたため統一
30	P75	【本文７行目～8 行目】 「そう思う」（26.6%）と合わせると 60.2%になります。	【本文７行目～8 行目】 「そう思う」と合わせる 60.2%になります。	文言の追加
31	P75	【本文８行目～10 行目】 「小学５年生」は「そう思う」 （36.9%）が最も多く、「中学２年生」「高校２年生相当」は「どちらかといえばそう思う」 （36.5%、35.2%）が最も多くなっています。	【本文８行目～10 行目】 「小学５年生」は「そう思う（36.9%）」が最も多く、「中学２年生」「高校２年生相当」は「どちらかといえばそう思う（30.4%、36.5%）」が最も多くなっています。	「　」内にあった（　）の数値を、「　」の後に移す。 ※混在していたため統一 また、数値の誤りを訂正
32	P77	【表の意見件数部分】 小学５年生　中学２年生　高校２年生相当	【表の意見件数部分】 小学５年　中学２年　高校２年	文言の見直し
33	P78	【令和３（2021）年度部分】 子どもの遊び場施設等整備補助金	【令和３（2021）年度部分】 子どもの遊び場施設整備補助金	文言の見直し
34	P78	【令和６（2024）年度部分】 田尻保育園の改築（令和７（2025）年４月　安田保育園との統合移転）	【令和６（2024）年度部分】 田尻保育園の新築（令和７（2025）年４月　田尻保育園・安田保育園の統合移転）	文言の見直し
35	P79	【本文３行目】 「理想より少ない」との回答が 41.1%を占めます。	【本文３行目】 「理想より少ない」との回答が約 41.1%を占めます。	文言の見直し （約を削除）
36	P83	【(1)　質の高い乳幼児期の教育・保育の安定的な提供の説明文１行目】 乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎	【(1)　質の高い乳幼児期の教育・保育の安定的な提供の説明文１行目】 乳幼児期の教育・保育は、生涯に渡る人格形成の基礎	文言の見直し
37	P84	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問12の現状値部分】 ７以上の割合 50.1%	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問12の現状値部分】 ７以上の割合 58.1%	数値の訂正

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
38	P84	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問12のアンケート設問部分】 問12　全体として、あなたは自分のことが好きだと感じますか	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問12のアンケート設問部分】 問12　全体としてあなたは自分のことが好きだと感じますか	読点の追加
39	P84	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問9のアンケート設問部分】 問９　困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できる（助けてくれる）と思う人がいますか	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問9のアンケート設問部分】 問９　困っていることがあるとき、あなたが相談できる（助けてくれる）と思う人がいますか	文言の見直し
40	P84	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問18のアンケート設問部分】 ・ぐっすりと寝られて、気持ちよく目覚めた ・日常生活で興味のあることがあった	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問18のアンケート設問部分】 ・ぐっすりと眠られた ・日常生活で興味あることがあった	文言の見直し
41	P84	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問18の現状値部分】 いつも、ほとんどいつも、半分より多い	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問18の現状値部分】 いつも、ほとんど、半分より多い	文言の見直し
42	P84	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問21のアンケート設問部分】 問 21　国・新潟県・柏崎市の取組について自分の意見が聴いてもらえていると思いますか	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問21のアンケート設問部分】 問 21　国・新潟県・柏崎市の取組について自分の意見が聴いてもらえている	文言の見直し

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
43	P84	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問 17 のアンケート設問部分】 問 17　おとなになったら叶えたいことが、将来、叶えられていると思いますか	【令和６(2024)年度のアンケート結果 問17のアンケート設問部分】 問 17　将来、叶えられていると思う	文言の見直し
44	P85	【■自己肯定感に関する指標　番号２　市の現状値部分】 50.1%(2024 年)	【■自己肯定感に関する指標　番号２　市の現状値部分】 58.1%(2024 年)	数値の訂正
45	P85	【■将来への希望に関する指標　番号１　市の項目部分】 ・ぐっすりと寝られて、気持ちよく目覚めた ・日常生活で興味のあることがあった	【■将来への希望に関する指標　番号１　市の項目部分】 ・ぐっすりと眠られた ・日常生活で興味あることがあった	文言の見直し
46	P87	【表：主な関連事業部分】 すくすくネットかしわざき 子どもの遊び場施設等整備補助 障害者総合支援法の福祉サービス 母子健康手帳の交付 教育相談事業（カウンセリングルーム） 奨学金貸付事業【教育総務課】	【表：主な関連事業部分】 すくすくネット 子どもの遊び場整備補助 障がい者総合支援法の福祉サービス 母子手帳の交付 教育相談事業（カウンセリングルーム運営費） 奨学金貸付事業【福祉課】	 文言の見直し 文言の見直し 文言の見直し 文言の見直し 文言の見直し 担当課の修正
47	P93	実施する事業です。各市町村でニーズに応じた事業	実施する事業です。地域子ども・子育て支援事業は、各市町村でニーズに応じた事業	文言の見直し

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
48	P105	【量の見込みと確保方策部分】 量の見込み部分 訪問児童数 （助産師） 訪問児童数（延べ人数） （助産師） 確保方策部分 訪問児童数（実） （助産師） 訪問児童数（延べ人数） （助産師）	【量の見込みと確保方策部分】 量の見込み部分 訪問児童数（実） （助産師） 訪問児童数（延べ） （助産師） 確保方策部分 訪問児童数（実） （助産師） 訪問児童数（延べ） （助産師）	文言の見直し （実）を削除 （延べ） →（延べ人数）
49	P107	【⑨地域子育て支援拠点事業の表 量の見込み、確保方策部分】 利用親子人数 （延べ人数）	【⑨地域子育て支援拠点事業の表 量の見込み、確保方策部分】 利用親子人数	文言の見直し
50	P109	【⑫ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【今後の取組】の２行目】 提供会員の養成研修を「すくすくネットかしわざき」に掲載し、	【⑫ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【今後の取組】の２行目】 提供会員の養成研修をすくすくネットに掲載し、	文言の見直し
51	P109	【⑬妊婦健康診査の表の表記】 区分	【⑬妊婦健康診査の表の表記】 区分・単位	表記の見直し
52	P111	【⑰親子関係形成支援事業 【今後の取組】の２行目】 親支援講座や、親と子のコミュニケーション講座	【⑰親子関係形成支援事業 【今後の取組】の２行目】 親支援講座や、親と子のコミュニティ講座	文言の修正
53	P117	【表の事業・取組・名称　部分】 No.5　すくすくネットかしわざき No.7　子どもの遊び場施設等整備補助 No.8　男性の育児休業取得促進事業	【表の事業・取組・名称　部分】 No.5　すくすくネット No.7　子どもの遊び場整備補助 No.8　育児休業取得促進事業	 文言の見直し 文言の見直し 文言の見直し

番号	ページ番号	変更後	変更前	分類
54	P118	【表の事業・取組・名称　部分】 №3　子どもの遊び場施設等整備補助　※再掲	【表の事業・取組・名称　部分】 №3　子どもの遊び場整備補助 ※再掲	文言の見直し
55	P118	【表の概要　№4　児童公園　部分】 市内 26 か所（市所管分）	【表の概要　№4　児童公園　部分】 市内 26 所（市所管分）	文言の追加
56	P122	【本文下から 2 行目】 一体的な相談支援等を行うこども家庭センターを中心として、	【本文下から 2 行目】 一体的な相談支援等を行うこども家庭支援センターを中心として、	文言の訂正
57	P123	【8　ひとり親への支援　本文 4 行目】 児童扶養手当等の経済的支援を始め、	【8　ひとり親への支援　本文 4 行目】 児童扶養手当等の経済的支援をはじめ、	文言の見直し
58	P126	【上の表　№15 部分】 男性の育児休業取得促進事業　※再掲	【上の表　№15 部分】 育児休業取得促進事業※再掲	文言の見直し
59	P129	【３　子育て環境の充実（経済的支援を含む。）　本文 6 行目】 （かしわ★ざ★キッズ！スターチケット＠ホーム）を始め、	【３　子育て環境の充実（経済的支援を含む。）　本文 6 行目】 （かしわ★ざ★キッズ！スターチケット＠ホーム）をはじめ、	文言の見直し
60	P129	【表　№13 部分】 指定ごみ袋無料配付	【表　№13 部分】 指定ごみ袋無料配布	文言の見直し
61	P139	【(3)　関係機関との連携強化　本文 3 行目】 国及び新潟県を始め、	【(3)　関係機関との連携強化　本文 3 行目】 国及び新潟県をはじめ、	文言の見直し
62	P146	任期：令和 6(2024)年 4 月 1 日	任期：：令和 6(2024)年 4 月 1 日	記号の修正 「：」マークが重複していたため削除
63	P147	【表の実施事項　部分】 パブリック・コメントの実施 第 3 回子ども・子育て会議を開催 第 4 回子ども・子育て会議を開催	【表の実施事項　部分】 パブリック・コメントの実施（予定） 第 3 回子ども・子育て会議を開催（予定） 第 4 回子ども・子育て会議を開催（予定）	（予定）を削除

<table>
<tr><th>番号</th><th>ページ番号</th><th>変更後</th><th>変更前</th><th>分類</th></tr>
<tr><td>64</td><td>P148
P150
P152
P154
P156
P158
P160
P162
P164
P166
P168</td><td>【実績〔令和６(2024)年４月１日現在の施設・定員・児童数〕】の表
<table><tr><th>区分</th></tr><tr><td>認定こども園</td></tr><tr><td>幼稚園</td></tr><tr><td>保育園</td></tr><tr><td>小規模型保育事業</td></tr></table></td><td>【実績〔令和６(2024)年４月１日現在の施設・定員・児童数〕】の表
<table><tr><th>園名</th></tr><tr><td>認定こども園</td></tr><tr><td>幼稚園</td></tr><tr><td>保育園</td></tr><tr><td>小規模型保育事業</td></tr></table></td><td>表記の修正</td></tr>
<tr><td>65</td><td>末尾</td><td>第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画
令和７(2025)年度～令和 11(2029)年度
〈発行年月〉 令和７(2025)年３月
〈編集・発行〉 柏崎市子ども未来部子育て支援課
〒945-0061　新潟県柏崎市栄町 18 番 26 号
TEL：0257 - 47 - 7075（直通）
FAX：0257 - 22 - 1077
e-mail：
kosodate@city.kashiwazaki.lg.jp</td><td>第三期柏崎市子ども・子育て支事業計画
柏崎市子ども未来部　子育て支援課
〒945-0061　新潟県柏崎市栄町 18 番 26 号
TEL：0257 - 47 - 7075（直通）
URL：
https://www.city.kashiwazaki.lg.jp</td><td></td></tr>
</table>

総括表（令和6（2024）年度　年度末実績・評価）

資料2

No.	実施事業等	事業内容	取組状況・予定	取組状況・予定（令和6（2024）年11月末現在）	R6(2024)年度 実績	R6評価	担当課
1	第5章1　P35～ 教育・保育給付	①施設型給付 幼稚園・認定こども園・保育園 【概要】 幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、対象者に提供するサービスです。 施設型給付の対象事業は、認定こども園、幼稚園、認可保育所の教育・保育施設です。市から事業者に対して施設型給付費等を支給します。	【取組状況・予定】 ・施設型給付により、教育、保育の需要量を満たす。 ・保育園等の整備を行う（田尻保育園）。 ・公立保育園の民営化等に伴う社会福祉法人等との意見交換会を行う。 ※市全域及び中学校区毎の令和６（２０２４）年度の推計ニーズ量と入園児童数の比較は「別紙１」のとおり。	【取組状況】 ・教育区分（定員：５２５人） 　令和６（２０２４）年　４月１日現在在園児数：１９５人 　令和６（２０２４）年１１月１日現在在園児数：２２５人（＋３０人） ・保育区分（定員：２，６２１人） 　令和６（２０２４）年　４月１日現在在園児数：１，８００人 　令和６（２０２４）年１１月１日現在在園児数：１，８６９人（＋６９人） ※別紙１参照「市全域の令和６（２０２４）年度の推計ニーズ量と入園児童数の比較」 ・市内私立保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所に対して、委託費及び施設型給付費等を支給し、市内保育ニーズに対応できる職員体制を維持している。 ・保育園等の整備（予定） 　田尻保育園改築工事監理業務委託　１，３１６万４，８００円 　田尻保育園改築工事　１１億１，９６０万９００円 　田尻保育園職員駐車場・公園整備工事　８，９６５万円 　田尻保育園太陽光発電設備設置工事　４，２４４万９，０００円 ・公立保育園の民営化については、現時点において社会福祉法人等から具体的な申し出なし。	【実績】 ①園児数（令和７（２０２５）年３月１日現在） ・教育区分（定員：５２５人） 　令和６（２０２４）年４月１日現在在園児数：１９５人 　令和７（２０２５）年３月１日現在在園児数：２１４人（前年同期比＋１９人） ・保育区分（定員：２，６２１人） 　令和６（２０２４）年４月１日現在在園児数：１，８００人 　令和７（２０２５）年３月１日現在在園児数：１，８７８人（前年同期比＋７８人） ※別紙1参照「市全域の令和６（２０２４）年度の推計ニーズ量と入園児童数の比較」 ②保育園等の整備 　田尻保育園改築工事監理業務委託　１，３１６万４，８００円 　田尻保育園改築工事　１１億１，９６０万９００円 　田尻保育園太陽光発電設備設置工事　４，２６８万２，２００円 　田尻保育園職員駐車場・公園整備工事　１億７１万５００円（工期延長により、繰越事業となったため、Ｒ７年度支払い） 【評価】 ・市内私立保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所に対して、委託費及び施設型給付費等を支給し、保育ニーズに対応できる職員体制を維持している。 ・田尻保育園の改築工事が完了し、新園舎での保育を開始した。 【次年度の取組】 ・様々な保育ニーズに対応できる職員体制を維持していく。 ・保育園等の整備を行う（旧中鯖石保育園解体）	A	保育課
2	第5章1 教育・保育給付	②地域型保育給付 小規模保育・家庭的保育・ 居宅訪問型保育・事業所内保育 【概要】 制度では、定員が19人以下の保育事業について、市による認可事業として実施することを認めています。 地域型保育給付の対象事業は、小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類です。	【取組状況・予定】 ・対象の施設に地域型給付費を給付し、安定した運営を確保する。 ※市全域及び中学校区毎の令和５（２０２３）年度の推計ニーズ量と入園児童数の比較は「別紙１」のとおり。	【取組状況】令和6（2024）年11月末現在 定員:12人 　令和6（2024）年　4月1日現在在園児童数:11人 　令和6（2024）年11月1日現在在園児童数:12人（＋1人）	【実績】令和7（2025）年3月1日現在 ・保育部分（定員:12人） 　　令和6（2024）年4月1日現在在園児童数:12人 　　令和7（2025）年3月1日現在在園児童数:12人 【評価】 ・小規模保育事業により、働きながら安心して子育てできる環境を確保することができた。 【次年度の取組】 ・対象の施設に地域型給付費を給付し、安定した運営を確保する。	A	保育課
3	第5章2　P64～ 地域子ども・子育て支援事業	(1)一時預かり事業 【概要】 保護者の出産、病気、冠婚葬祭、習い事、ショッピング、美容院などのほか、リフレッシュ（保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消）のために一時的に子どもを預かります。	【取組状況・予定】 ・公立６園、私立６園で実施する。	【取組状況】令和6（2024）年11月末現在 ・公立6園、私立6園で実施 ・11月末現在の利用実績　延べ892人（前年同期比　△175）	【実績】 令和7（2025）年2月末現在 ・公立6園、私立6園で実施（うち私立2園は自主事業） ・利用実績 　　令和6（2024）年2月末現在：延べ1，488人 　　令和7（2025）年2月末現在：延べ1，236人（前年同期比　△252人） 【評価】 ・計12園で実施することで、保護者の需要を満たすことができた。 【次年度の取組】 ・引き続き、公立6園、私立6園（うち私立2園は自主事業）で実施する。	A	保育課
4	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(2)延長保育事業 【概要】 保育園で、通常の保育時間（保育所によって異なる）を超えて子どもを預かります。	【取組状況・予定】 ・保育時間（標準時間保育：１１時間、短時間保育：８時間）を超えて、公立１３園、私立１３園で保育を実施。	【取組状況】令和6（2024）年11月末現在 ・保育時間（標準時間保育:11時間、短時間保育:8時間）を超えて、公立13園、私立13園で保育を実施。 ・11月末現在の利用実績　　延べ2，480人（前年同期比　△527人）	【実績】（令和7（2025）年2月末現在） ・標準時間の11時間を超えて、公立3園、私立10園で保育を実施。 ・利用実績 　　令和6（2024）年2月末現在：延べ3，951人 　　令和7（2025）年2月末現在：延べ3，248人（前年同期比　△703人） 【評価】 ・保護者が就労しやすい環境を整えた。 ・園児数の減少が延長保育利用実績17．7%減の要因である。 【次年度の取組】 ・引き続き保育時間（標準時間保育:11時間、短時間保育:8時間）を超えて、公立13園、私立13園で保育を実施。	A	保育課
5	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(3)病児保育事業 【概要】　病児保育 病気の始まりから治るまでの子どもを預かります。 イ　病後児保育 病気の回復期にあって、集団保育、生活ができない子どもを預かります。	【取組状況・予定】 ・引き続き、国立病院機構新潟病院と柏崎総合医療センターに病児保育事業を委託し、実施する。	【取組状況】令和6（2024）年11月末現在 ①病児保育室ムーミンハウス ・国立病院機構新潟病院に事業委託　1，203万7，000円（年間） ・11月末現在の利用実績は、延べ374人（前年同期比　△17人） ②病児保育室ぴっころ ・柏崎総合医療センターに事業委託　903万7，000円（年間） ・11月末現在の利用実績は、延べ131人（前年同期比　△39人）	【実績】（令和7（2025）年2月末現在） ①病児保育室ムーミンハウス ・国立病院機構新潟病院に事業委託1，344万3，000円（執行見込） ・利用実績 　　令和6（2024）年2月末現在：延べ516人 　　令和7（2025）年2月末現在：延べ505人（前年同期比　△11人） ②病児保育室ぴっころ ・柏崎総合医療センターに事業委託1，044万3，000円（執行見込） ・利用実績 　　令和6（2024）年2月末現在：延べ211人 　　令和7（2025）年2月末現在：延べ170人（前年同期比　△41人） 【評価】 ・保護者の子育てと就労の両立を支援できた。 ・利用延べ人数は前年と比較すると52人の減となっているが、お断りをしている人数は前年より増加していることから、常に一定のニーズがある。 【次年度の取組】 ・引き続き、国立病院機構新潟病院と柏崎総合医療センターに事業委託し、実施する。 ・2病院との情報交換を密にし、人材確保等の対策を検討する。	A	保育課

※本文中の下線は、要点部分に引いてあります。

総括表（令和6（2024）年度　年度末実績・評価）

資料2

№.	実施事業等	事業内容	取組状況・予定	取組状況・予定（令和6（2024）年11月末現在）	R6(2024)年度 実績	R6評価	担当課
6	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(4)こども家庭センター利用者支援事業（母子保健型） 【概要】 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と児童虐待防止を目的として、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に行うことを目的としています。概ね、母子保健機能の運営に係る職員として、保健師の他、利用者支援専門員として助産師と精神保健福祉士を配置しています。 利用者支援専門員は専門性をいかした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワークを構築し、医療機関、療育機関等の関係機関につなげていきます。	【取組状況・予定】 ①保健師の全件面談による母子健康手帳交付を継続する。 ・「出産・子育て応援交付金事業（伴走型相談支援）」の面談時に、子育てガイド【妊娠時】を説明する。 ・いわゆるパパ育休事業である「柏崎市男性の育児休業取得促進事業奨励金」を説明し、父親の育児参加を勧奨する（商業観光課、人権啓発・男女共同参画室と協働）。 ②妊産婦支援会議（会議名の変更：従来の子育て世代包括支援センター事業（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点事業（児童福祉機能）の連携会議）を継続し、新規ケースの検討と継続ケースの進捗管理を行う（月１回）。 ③継続支援が必要な対象者に、助産師および保健師がサポートプランを作成する。 ・妊産婦に対しては助産師が、子育て期は保健師がプランを作成する。 ・支援事業の利用がある場合等は、サポートプランを作成し、対象者との手交をめざす。 ・保健所が開催する妊産婦等支援ネットワーク会議（柏崎総合医療センター６回/年）で妊産婦健診で配慮が必要な対象者の情報共有を行い、産後うつ傾向がある場合等、助産師がサポートプランを作成し、医療機関と連携して支援する。	【取組状況】 ①利用者支援専門員の活動 ・助産師　　４６５件（訪問、面談、電話相談、支援室巡回分は除く） ・精神保健福祉士　３２５件（訪問、面談、電話相談、ケース会議等） （精神保健福祉士の活動：困難事例対応として多職種によるアウトリーチ支援及び、要対協との連携強化等） 母子健康手帳交付時の保健師全件面談：２２４人（転入者１０人含む） ②妊産婦支援会議を月１回定例実施した（８回）。継続支援の検討４９人（特定妊婦：６人、ハイリスク妊婦：１２人、気になる妊婦：１５人） ③継続支援のサポートプラン作成　３０件（計画目標：５０件） ④産婦健康診査結果からの要支援者の連絡　１３件 産婦健康診査結果からサポートプランを作成して継続支援を実施　６件 ※産婦健診で配慮が必要な対象者やエジンバラ産後うつ病問診票がハイスコア（９点以上）の対象者について、柏崎総合医療センターとタイムリーに情報共有ができている。 ⑤助産師のオンライン相談　１件 ⑥地域子育て支援室助産師巡回相談 子育て支援室巡回相談５１回　延べ１８７人 ※利用者支援専門員の助産師のほか、２名の助産師が担当。	【実績】 ※令和７（２０２５）年２月末現在 ①利用者支援専門員の活動延件数：８００件（助産師） ４０７件（精神保健福祉士） 母子健康手帳交付時の保健師全件面談：３０４人（転入者１２人含む） ②連携会議を月１回定例実施した（１１回）。継続支援の検討６５人（特定妊婦：１０人、ハイリスク妊婦：１７人、気になる妊婦：１９人） ③継続支援のプラン作成　４２件（計画目標：５０件） 上記のうち、産婦健診結果から助産師が支援プランを作成し、継続支援を実施した件数１３件 ④助産師のオンライン相談　２件 ⑤地域子育て支援室助産師巡回相談 ７１回　延人数２７２人（Ｒ５　年間３４７人） 【評価】 医療機関と時期を逃さず情報共有を行い、必要な支援につなげることができた。 精神保健福祉士の専門的な視点が加わり、就学後の困難事例についてもより良い支援をすることができた。 【次年度の取組】 多職種における支援の方向の確認体制の整備とサポートプラン（支援プラン）の作成をする。	A	子育て支援課
7	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(5)妊産婦健康診査 【概要】 母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託し、安心して出産が迎えられるよう支援します。 また、出産後も産婦健康診査および産後ケア事業を医療機関に委託し、産婦の健康を守り、安心して子育てが行えるよう支援します。	【取組状況】 ①妊婦健診（１４回）及び産婦健診（２回）を医療機関に委託実施することにより、妊娠中から出産後の経済支援につなげる。 産婦健診時の産後うつ病問診票等により、必要に応じて産後ケア事業につなげ、産後の初期段階における産後うつの予防とともに母子支援を強化する。 ②産後ケアは、市内１か所、市外２か所の医療機関における宿泊型の利用に加え、新たに市外の１医療機関で通所型の利用が可能となったので、必要な方に利用を促していく。 【予定】 ・妊婦健診　令和５（２０２３）年度と同様の内容で助成する。 助成内容：１人１４回分　５月まで最大１１万８，２９０円 ６月から最大１１万９，４２０円（※診療報酬改定による） ※　里帰り出産等で、県外で受診の場合は、償還払いで対応する（扶助費）。 ・産婦健診：令和５（２０２３）年度と同様の内容で助成する。 （助成内容：１人２回分　５，０００円を上限とする）	【取組状況】 ①妊婦健診 県内受診：延べ２，７５０人受診、助成額　２，３００万１３０円 県外受診の償還払い：延べ６８人受診　助成額　３９万４，０１０円 ②産婦健診 県内の医療機関受診：延べ３４５人、助成額　１７２万５，０００円 県外の医療機関受診の償還払い：延２５人、助成額　１１万８，９４０円 ・償還払いの対象にも、元気館窓口でエジンバラ産後うつ問診票を実施し、産後うつの早期発見に努めている。 ③産後ケア事業 利用者数　実３人、利用日数　延べ１３日、助成額　２３万４，０００円	【実績】※令和７（２０２５）年２月末現在 ①妊婦健診について 県内受診：延べ３，７３２人受診、助成額　３，１１１万３，１８０円 県外受診の償還払い：延べ８７人受診　助成額　５０万９，１１０円 ②産婦健診について ・県内の医療機関受診：延べ４７５人、助成額　２３７万５，０００円 県外の医療機関受診の償還払い：延２９人、助成額　１３万７，４４０円 ・産婦健診時の産後うつ病質問票等により、医療機関からリスクの高い方の情報提供を受け、支援に生かす体制が確立している。 ③産後ケア事業について 利用者数　実５人、利用日数　延べ２０日（宿泊型１９日、通所型１日） 助成額　３７万２，０００円 【評価】 産後ケア事業では、産婦からの利用希望により、里帰り先の医療機関と年度途中で契約を結び、利用につなげることができた。 【次年度の取組】 妊産婦健康診査費用の助成は、継続して実施する。 産後ケア事業は、宿泊型の利用料を１日５，０００円から1日３，０００円に引き下げ、必要な方が利用しやすい環境を整備する。	A	子育て支援課
8	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(6)妊産婦・新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん事業 【概要】 ア　妊産婦・新生児訪問（助産師による訪問） 概ね、生後１か月までの乳児のいる世帯に助産師が訪問し、産婦の健康相談と乳児の成長の確認を行います。 イ　こんにちは赤ちゃん事業（地域の主任児童委員による訪問） 生後4か月までの乳児の世帯に主任児童委員が訪問し、相談窓口等、子育て支援情報を提供するとともに様々な不安や悩みを聞き、必要に応じて子育て世代包括支援センターと連携して支援します。訪問時に地域で子育てを見守りますとメッセージすることで、家庭と地域社会をつなぐきっかけとし、乳児家庭の孤立化を防ぎます。	【取組状況・予定】 ①助産師訪問と主任児童委員の訪問について、令和５（２０２３）年度と同様に実施し、支援者による切れ目のない見守り支援を行う。 ②入院中にうつ傾向のスコアが高かった産婦については、利用者支援専門員（助産師）が、訪問して継続支援を行う。	【取組状況】 ①主任児童委員の訪問を、産後概ね2か月までに訪問を実施。市外や訪問依頼時の状況により、2か月までに訪問できない場合には、4か月までに訪問を実施した。（訪問件数：161件※10月末時点） 実施率（訪問数/出生数）：84．7%（10月末現在。※出生数が10月末現在のため訪問数も10月末に調整） 主任児童委員からの訪問後の要支援者情報提供：4件　（保健師・助産師が電話及び健診時に状況確認：4件） ②産婦・新生児訪問（助産師による訪問） ・活動実績　産婦：延218件　新生児等：延べ232件　計450件（市外へ依頼含む） ③利用者支援事業専門員の訪問活動 〈助産師〉 ・活動実績　実51件　延べ81件	【実績】 ①主任児童委員の訪問：訪問件数244件（令和7（2025）年2月末現在） ・訪問実施率（訪問数/出生数）：85．9%（※訪問実施率について、出生数が1月末現在のため訪問数も1月末で調整） ・主任児童委員からの訪問後の情報提供：8件 （保健師・助産師が電話及び健診時に状況確認：5件、既に助産師又は保健師が継続支援：3件） ②助産師による産婦・新生児訪問　産婦延べ263件、新生児等延べ283件、計546件概ね産後3週間（産婦健診の間）に訪問した。 ③利用者支援専門員（助産師）訪問　実63件、延べ99件 入院中にうつ傾向のスコアが高かった産婦や、妊娠中から継続支援しているハイリスクの産婦については、利用者支援専門員が継続支援を行った。 【評価】 産婦健康診査、助産師の訪問、主任児童委員の訪問を組み合わせて行うことで、必要な方に支援を行うことができた。また、訪問時の情報が、その後の支援に継続された。 【次年度の取組】 ・今後も継続して実施する。	A	子育て支援課
9	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(7)乳幼児健康診査 【概要】 乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病の早期発見や早期の療育支援を行います。また、育児不安等に対する相談支援も行います。	【取組状況・予定】 ・乳幼児の疾病の早期発見や早期の療育支援を行う。 ①乳幼児健診後のフォローについて進捗管理会議（年間３回）を行うとともに、支援の平準化を図る。 ・医療機関での精密検査の受診勧奨の強化。 ・健診後に、早期療育の視点で経過観察が必要な児に対して、継続支援を行う。 ・育児不安や育児ストレスの負担感が強い場合の支援を行う（国：すこやか親子アンケート参照）。 ②１か月児健診の公費助成を開始し、保護者の負担軽減を図る。 ③これまでの１０か月健診に加えて、１歳６か月児健診と３歳児健診の会場でも栄養士による栄養指導の場を設ける。	【取組状況】 ①幼児健診後進捗管理会議　2回実施した（1回目　57人検討　終了15人、継続フォロー42人、2回目　82人検討　　終了27人　継続フォロー55人）。 ・経過観察が必要な児に対して早期療育に係る相談会の参加を促し、保護者への電話連絡などで経過観察を継続して実施した。 ②1か月児健診の公費助成を令和6（2024）年4月1日から開始した。（192件、助成額118万2，485円） ③栄養士が、肥満度15%以上の児の保護者に栄養指導を実施した（15～20%未満は希望者）。1歳半健診は対象4人中4人に実施。3歳児健診は対象13人中10人に実施。	【実績】（令和7（2025）年2月末現在） ・4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を集団会場で、6か月児健診を医療機関委託（個別健診）で実施した。また、令和6年4月から、1か月児健診の公費助成を開始した。受診者1，213人　平均受診率97.7%（6か月健診を除く） ・1歳6か月児、3歳児健診に継続して臨床心理士が従事。フォローが必要な児の進捗管理も継続して実施した（年3回）。 ・1歳6か月児健診と3歳児健診において、栄養士が肥満傾向や少食、偏食などの相談を行った。 ・5歳児健診の実施に向け、医師会や関係各課と協議を行った。 【評価】 ・1か月児健診の公費助成を開始し、保護者の経済負担の軽減につながった。 ・1歳6か月児、3歳児健診に栄養士が従事することで、この時期のお子さんの食についての相談と情報提供をより丁寧に実施することができた。 【次年度の取組】 ・5歳児健診を、7月から集団方式で5歳3か月児を対象に実施し、4か月児、10か月児健康診査は、対象者が減少していることから月2回の実施を月1回とする。 ・臨床心理士は、3歳児健診と5歳児健診に従事する。 ・健診後進捗管理会議を3回/年程度実施する。 ・健診後のフォロー体制を整備する。	A	子育て支援課

※本文中の下線は、要点部分に引いてあります。

総括表（令和6（2024）年度　年度末実績・評価）

資料2

№.	実施事業等	事業内容	取組状況・予定	取組状況・予定（令和6（2024）年11月末現在）	R6(2024）年度 実績	R6評価	担当課
10	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(8)児童虐待防止事業 【概要】 児童虐待の発生予防、早期発見及び保護を図るため、柏崎市要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関との情報共有や啓発活動を行い、円滑な連携体制の構築に取り組んでいます。	【取組状況・予定】 ・児童虐待の予防や早期発見及び保護を図るため、子ども虐待対応のフローチャートと手引を高等学校、小・中学校、保育園・幼稚園に配布し、全職員が内容を理解し活用できるよう周知する。 ・ヤングケアラーについて市内小・中学校は学校教育課、市内高等学校は担当校を窓口に、県が実施する調査結果を基に、実態把握を行い課題を整理し、支援を展開するための支援フローチャートを作成する。 ・児童虐待予防の啓発活動として、支援者向け研修会と、市民向け講演会を実施する（１１月に予定）。 ・児童虐待防止の相談窓口のポスターと啓発カードを、関係機関に配布・設置する。 ・ケース管理会議（週１回実施）に、家庭児童相談員、女性福祉相談員、担当保健師が参加して事例を共有することで多職種によるチーム支援を目指す。 ・定例の事例検討会（年３回）の実施により、ソーシャルワーク力の向上を目指す。	【実績】（令和6（2024）年11月末現在） ①児童虐待の早期対応を図るため、子ども虐待対応のフローチャートと手引を市内高等学校、小・中学校、保育園・幼稚園に配布した。配布の際、全職員が活用するよう依頼し、緊急対応の必要性について説明した。 ・児童相談の状況：虐待件数82件、その他の養育相談164件。 ・外部機関との支援会議：52件。 ②ヤングケアラー対策については、市内小・中学校は学校教育課を窓口に、市内高等学校には各校へ直接聞き取りをし、県が実施する調査結果を基に実態把握を行った。また、「ヤングケアラー」支援対応フローチャートを今年度中に作成する予定。 ③児童虐待防止の啓発活動として、支援者向け研修会を実施した。 ・教職員向け研修　8/29開催　21名参加　「こどもの『変』をキャッチしたら」 ・園職員向け研修　11/16開催　23名参加　「子どもを見守るとは～「何となく気になる」への対応～ ・市民向けとして児童虐待防止・人権講演会「STOP！イライラ　感情的にならない子育て～パパもママも輝く!!家族が笑顔になる子育て術～」を11/30に開催し、111名の参加があった。あわせて児童虐待防止周知カードを配布した。 ④児童虐待防止の相談窓口ポスターを関係機関に配布した。 ⑤ケース管理会議（週1回実施）に、家庭児童相談員、女性相談員、担当保健師が参加し、事例を共有した。 ⑥子育て支援相談研修会を2回（8/23,12/9）実施した。心理士からケースの捉え方、相談支援のポイントを学んだ。事例検討会を1月、2月に実施予定である。	【実績】 ・児童虐待予防については、園長会議、小中教頭会、高等学校教頭会、職員研修会にて虐待対応フローチャート、てびき、Q&Aについて説明し、早期発見、早期対応の必要性について確認した。また全職員に配布し、即現場で生かせるよう周知した。 ・ヤングケアラーについては、県の実態調査における当市の現状を小中学校については学校教育課、高等学校については聞き取り調査を実施し、支援を展開するためのヤングケアラー支援対応フローチャートを作成した。 ・児童虐待防止の啓発活動として、教職員向け研修　8/29開催　21名参加　「こどもの『変』をキャッチしたら」、及び園職員向け研修　11/16開催　23名参加　「子どもを見守るとは～「何となく気になる」への対応～を実施した。また市民向けとして児童虐待防止・人権講演会「STOP！イライラ　感情的にならない子育て～パパもママも輝く!!家族が笑顔になる子育て術～」を11/30に開催し、111名の参加があった。 ・ソーシャルワークの向上を目指し、係内で2回（1/20、2/28）研修を開催し、事例検討及びアセスメント・プランニングシートの活用研修を実施した。 【評価】 ・虐待対応フローチャートの活用や支援者研修会、虐待防止講演会を開催することで、虐待対応に対する意識が高まり、新規、再相談として相談を受けるケースが増えた。 ・ヤングケアラー支援対応フローチャートを作成したことで支援のポイントや対応のあり方について理解を得ることができた。今後は周知・啓発をしていく必要がある。 【次年度の取組】 ・引き続き虐待対応フローチャートを広く周知し、早期介入の取組を強化する。 ・教職員、園職員向けの研修は引継ぎを実施し、より多くの方が参加できるような日程を検討する。	A	子育て支援課
11	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(9)家庭児童相談事業 【概要】 家庭で子どもを育てる際の様々な悩みや心配ごとに関することの相談窓口を設置し、家庭児童相談員が、電話相談や家庭訪問等、必要に応じて対応しています（対象は概ね18歳未満）。	【取組状況】 ・児童虐待や養育力の低下により支援が必要な世帯に対して、家庭で子どもが安定した生活ができるよう、電話や来所相談、家庭訪問、関係機関との連絡・調整や事例検討会等を通して、継続的な支援を行う（家庭児童相談員３名）。 【予定】 ・ケース管理会議時に事例検討を重ねることで、ソーシャルワークのスキル向上を目指す。 ・増加傾向にある不登校相談や発達障害相談等は、必要に応じて学校教育課や子どもの発達支援課と検討の場を持ち、連携して支援を行う。	【取組状況・予定】 ・児童虐待や養育力の低下により支援が必要な世帯に対して、家庭で子どもが安定した生活ができるよう、電話や来所相談、家庭訪問、関係機関との連絡・調整や支援会議等を通して、継続的な支援を行っている（家庭児童相談員3名）。 ・活動状況（支援状況） 令和6（2024）年11月末現在　実　210人、延べ　2，631人 ・家庭の養育力の未熟さや経済的な問題、子育ての孤立化等、相談支援を行う家庭が抱えている課題が多様化、複雑化、複合化しているため、引き続き事例検討会等を重ねてソーシャルワークのスキル向上を目指し、関係機関との連携を強化し支援を行っていく。	【実績】 ・児童虐待や養育力の低下により支援が必要な世帯に対して、家庭で子どもが安定した生活ができるよう、電話や来所相談、家庭訪問、関係機関との連絡・調整や支援会議等を通して、継続的な支援を行っている（家庭児童相談員3名）。 ・活動状況（支援状況） 令和7（2025）年2月末現在　実259人、延べ3，566人 関係機関との個別ケース検討会議：83回 【評価】 ・必要時に個別ケース検討会議を開催し、各機関の支援状況の共有、支援を検討することで、各機関の役割を明確にし、こどもの安定した生活に向けた支援を行うことができた。 ・係内で事例検討会を実施し、支援のスキルアップにつなげられた。 【次年度の取組】 ・家庭の抱える課題の複合化に対応するため、支援世帯の課題の整理、支援方針が明確化できるスキルを高め、継続的な支援を実施する。	A	子育て支援課
12	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(10)養育支援訪問事業 【概要】 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するため、保健師等がその居宅を訪問します。	【取組状況・予定】 ・乳幼児健診後、早期療育支援や育てにくさ（すこやか親子のアンケート参照）を感じている保護者に対する継続支援を行う。 ・定期的に進捗管理を行い、タイムリーな支援を行う。	【取組状況・予定】 ・乳幼児健診終了後、カンファレンスの場で今後のフローについて検討を行い、早期療育支援や育児への不安、負担感を感じている保護者に対し、継続的な養育支援を行った。（実：59人、延べ：176人） ・ケース管理会議や進捗会議等の場で支援方針の確認を行い、タイムリーな支援を行った。	【実績】 ・乳幼児健診終了後、カンファレンスの場で今後のフローについて検討を行い、早期療育支援や育児への不安、負担感を感じている保護者に対し、継続的な養育支援を行った。（実：79人、延べ：267人） ・ケース管理会議や進捗会議等の場で支援方針の確認を行い、タイムリーな支援を行った。 【評価】 ・昨年度より実、延べ人数は増加し、訪問支援が必要なケースに対し、適切に訪問が実施できた。 ・ケース管理会議や進捗管理会議（4回/年）の場で支援方針を確認し、継続的に支援を行うことで児童虐待予防につなげた。 【次年度の取組】 ・事例について定期的な進捗管理を行い、タイムリーな支援を継続実施する。	A	子育て支援課
13	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(11)養育支援事業（育児支援ヘルパー） 【概要】 双子、三つ子などを養育している人や、身体的、精神的な事情等によりお子さんの養育が困難な人、日中、家事や育児の協力者がいない人等、育児負担が大きい場合に、子どもの世話や家事援助サービスを事業者が提供し、利用料の一部助成を行う事業について継続実施します。 現在、シルバー人材センターに事業委託しています。	【取組状況・予定】 ・児童福祉法の一部改正に伴い、事業対象者の要件を妊婦及び１８歳未満の児童を養育している家庭へと拡大した。 ・母子健康手帳交付時と、助産師の新生児訪問、保健師の健診や講座、訪問活動等から対象者を把握し、タイムリーな支援につなげる。 ・申請時に、対象者の背景等を具体的に把握するためのアセスメントを実施する。 ・必要なサービスを提供できるようサービス内容を精査する。 ・委託事業者と年１回、研修会を行い、情報共有を行う。	【取組状況】 ・育児不安や養育するうえで困難な状況や支障をきたす恐れがある保護者に対し、サービスを提供した。（認定証交付数18件、利用世帯数8世帯、延べ回数41回） ・利用内訳をみると、全て家事手伝いであった。 ・認定証交付理由内訳は、日中、家事・育児の協力者なしが15件、身体的精神的事情により家事・育児が困難が2件、双子・三つ子など養育するうえで育児困難が1件だった。 ・委託先であるシルバー人材センターと現状を共有し、次年度の内容について相談した。 【予定】 ・今年度中にシルバー人材センターと次年度のサービス内容等について検討するとともに、研修会（情報交換会）を実施する予定。	【実績】（令和7（2025）年2月末現在） ◇認定証交付数 新規交付数23件、更新交付数1件：計24件 ◇利用世帯数 実数9件、延数42件 ◇サービス利用内容 家事手伝い42件 ◇サービス利用理由 双子・三つ子などの養育をする上で育児が困難なため1件、保護者の病気2件、日中家事・育児の協力者なし21件 ・育児支援ヘルパーの研修や利用者負担についてシルバー人材センターと協議した。研修の機会として、ファミリーサポートセンター主催のAED研修を案内し、2名のヘルパーの参加があった。 【評価】 ・前年度と比較すると認定証交付数、利用世帯数が増加した。妊娠期からの相談の中で事業について紹介し利用につながった事、継続利用する世帯が増えた事が増加要因としてあげられる。しかし、依然として認定証交付者数に対して利用者数が少ないことが課題である。 【次年度の取組】 ・利用者負担額を減額し、利用の促進を図る。 ・「子育て世帯訪問支援事業」として事業実施する。国のガイドラインに基づき、育児支援ヘルパーの要件や研修実施等、事業内容の見直しを図る。	B⇒A	子育て支援課
14	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(12)子育て短期支援事業 【概要】 保護者の病気や、その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴う児童の一時預かりを行う事業です。育児の負担感が大きい等、保護者のレスパイトケアとして利用する、広義の児童虐待防止の目的を持つ事業です。	【取組状況】 ・令和３（２０２１）年８月以降、事業は一旦中止している。 【予定】 ・子育て短期支援事業の今後の方向に向けて関係機関と、引き続き協議する。	【取組状況】 ・事業検討に向け、上越市の24時間保育施設の視察を実施した。 ・今後も、県内自治体の実施状況などを情報収集し、実施に向けた継続検討を行う。	【実績】 ・令和3（2021）年8月以降、事業は一旦中止している。 【評価】 ・事業検討に向け、24時間保育施設の視察や県内自治体の実施状況等の確認を行ったが、事業実施可能な施設や人員の確保が難しく、次年度の実施は難しい状況である。 【次年度の取組】 ・国の情報発信に注視し実施に向けた継続検討を行う。	B	子育て支援課

※本文中の下線は、要点部分に引いてあります。

総括表（令和6（2024）年度　年度末実績・評価）

資料2

No.	実施事業等	事業内容	取組状況・予定	取組状況・予定（令和6（2024）年11月末現在）	R6(2024)年度 実績	R6評価	担当課
15	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(13)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【概要】 地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者から成る会員組織で活動を行っています。	【取組状況・予定】 ・小児科医の研修及びＡＥＤの研修に加え、子どもの栄養、遊びについて、栄養士と保育士を講師とした養成研修会を実施する。 ・事業の理解と利用促進を目的として、提供会員の養成研修を、すくすくネットに掲載する。	【取組状況】 ・活動状況　　延２９６件 ＜提供会員向け研修会＞ ①７月１０日　子育て支援室職員向け研修を提供会員に案内（提供会員９名参加） 　講師：絵本専門士　「絵本の楽しさをもっと知ろう」 ②１１月１８日（参加者：提供会員１１名、子育て支援室２２名、わらびサポートセンター１名） 　講師：独立行政法人国立病院機構新潟病院地域小児科学研究室長　稲吉医師 　　「発達特性のあるお子さんの対応」 　　※子育て支援室や病児保育室の職員にも呼びかけて実施した。 今後、「子どもの栄養と食生活」「子どもの事故予防」をテーマに、２回研修会を実施予定。	【実績】（令和７（２０２５）年２月末現在） ・活動状況　延３７４件（依頼会員２０８人、提供会員３５人、両方会員６人） 　新規提供会員：３人 【評価】 ・会員のスキルアップを目指し、昨年度３回実施していた研修会を、今年度は４回実施した。 ・小児科医による研修会は、発達特性のあるお子さんの対応をテーマに、最新の知識を得ることができ、大変好評であった。今後も、小児科医による研修を継続実施する。 【次年度の取組】 ・依頼会員の利用料１時間あたり７００円は据え置き、提供会員には１時間あたり９００円が支払われるよう、差額を市が補助する体制とする。	A	子育て支援課
16	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(14)地域子育て支援拠点事業 【概要】 就学前児童とその保護者等が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに関する情報を提供するほか子育て講座等を開催し、子育てに関する悩みについての相談・助言等を行います。 元気館ジャングルキッズのほかに保育園、幼稚園で実施します。	【取組状況・予定】 ＜子育て支援室＞ ・公立・私立保育園、幼稚園の子育て支援室合わせて１７か所で実施する。 ＜元気館＞ ・元気館内ジャングルキッズで実施する。	取組状況 ・市内17か所の公立・私立保育園、幼稚園、認定こども園の子育て支援室および元気館ジャングルキッズにおいて実施した。 ＜子育て支援室＞ ・令和6（2024）年11月末現在の利用実績は、5，380組11，061人 （前年同期比　517組　△1，191人） ＜元気館ジャングルキッズ＞ 令和6（2024）年11月末現在の利用実績は2，137組4，459人 （前年同期比　85組　△144人）	【実績】（令和7（2025）年2月末現在） ・市内17か所の保育園、幼稚園、認定こども園の子育て支援室および元気館ジャングルキッズにおいて実施した。 ＜子育て支援室＞ 令和7（2025）年2月末現在の利用実績は、7，920組16，271人 （前年同期比　△687組　、△1，582人） ＜元気館ジャングルキッズ＞ 令和7（2025）年2月末現在の利用実績は、2，824組5，870人 （前年同期比　△311組、　△622人） ＜子育て支援室及びジャングルキッズ＞ 令和7（2025）年2月末現在の利用実績は、10，744組22，141人 （前年同期比　△998組、　△2，204人） 【評価】 未就園児とその保護者が交流する場や子育て情報を提供し、支援員による子育て相談への助言を行い、子育てへの不安軽減につなげることができた。 【次年度の取組】 田尻子育て支援室を開設し、市内18か所の子育て支援室及び元気館ジャングルキッズにおいて子育て支援を行う。また、子育て相談の窓口を広げるため、公立子育て支援室の利用対象を未就学児とする。	A	保育課
17	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(15)放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） 【概要】 保護者の就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校児童を預かります。	【取組状況】 ・市内２３か所の児童クラブを開設し、計画どおり運営する。 ・２３か所全てのクラブを運営委託している（社会福祉協議会２２か所・西山福祉会１か所）。 ※登録者の状況等は「別紙２」のとおり 【予定】 ・引き続き、市内２３か所に児童クラブを開設する。 ・荒浜児童クラブの新築工事について、２か年継続事業の第２期工事を実施する。完成は、令和７（２０２５）年１月１９日を予定している。	【取組状況・予定】 ・荒浜児童クラブの新築工事について、2か年継続事業の第2期工事を実施しており、令和7（2025）年1月19日に完成予定である。荒浜小学校の新校舎への引っ越しの日程に合わせ、令和7（2025）年2月12日からの使用を予定している。 ※登録者の状況等は「別紙2」のとおり	【実績】（令和7（2024）年3月1日現在） ・市内23か所に児童クラブを設置し、計画どおり開設することができた。 （全クラブを運営委託：社会福祉協議会22か所・西山福祉会1か所） ※登録者の状況等は「別紙2」のとおり ・高柳町は、児童クラブの設置はないが「放課後子ども教室」を実施した。 ・荒浜児童クラブの新築工事について、2か年継続事業の第2期工事を行い、令和7（2025）年1月17日に完成した。荒浜小学校の新校舎の供用開始に合わせ、2月11日に引越しを行い、2月12日から供用を開始した。 【評価】 ・市内23か所に児童クラブを開設し、利用申請に対し受入れを行うことができた。 ・適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることに加え、保護者の就労や介護等の支援に寄与することができた。 ・荒浜児童クラブの新築工事について、2か年継続事業の第2期工事を予定どおり実施することができた。 【次年度の取組】 ・引き続き、市内23か所に児童クラブを開設する。 ・令和8（2026）年4月1日の日吉小学校と中通小学校の統合に伴い、児童クラブの利用者数の増加が見込まれることから、日吉児童クラブの増設の準備を行う（学校の食堂の一部をパーティションで仕切り、占用場所を設置する）。	A	子育て支援課
18	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(16)子どもの遊び場整備事業 【概要】 健全な遊び場を整備することにより、子どもの路上遊び、体力の向上、福祉の向上を図ることを目的とし、子どもの遊び場を管理する町内会等地域関係者を対象に、屋外遊び場の整備に係る経費を補助します。	【取組状況】 ●遊具の入替などの子どもの遊び場整備に資する事業に対して補助金を交付予定である。 ・補助金交付申請件数：１７件（１７町内会） ・補助金交付決定額：５５４万４，０００円 ・主な整備の内容 　水飲み場の新設、遊具の入替（滑り台）、遊具の修繕など ・整備予定町内会（前年度計画時から１件追加） 　矢田町内会、剣野町内会、上方町内会、半田町内会、古町町内会、比角10区町内会、ゆりが丘町内会、平井町内会、伊毛町内会、米山台町内会、両田尻町内会、佐藤池新田町内会、さくらニュータウン町内会、山本町内会、畔屋町内会、上田尻町内会、長嶺町内会 【予定】 ・各工事完了後、現地検査を行い、補助金を交付する。 ・整備が完了した町内会：２件（５月末時点） ・１０月頃に全町内会に周知を行い、次年度事業の仮申し込み（計画書の提出）の受付を開始する。	【取組状況・予定】 ・町内会などが管理する公園の遊具の撤去、修繕及び新設などの整備計画に対し、19町内会の事業が完了し補助金を交付した。 【実績】 ・事業完了件数　19件 ・補助金交付済額　598万9，000円 【その他】 ・来年度の整備予定について、304町内会に確認を行い、10町内会から整備計画の提出があった。	【実績】（令和7（2025）年2月末現在） ・町内会などが管理する公園の遊具の撤去、修繕及び新設などの整備計画について、全ての事業が完了し補助金を交付した。 ・事業完了件数　19件 ・補助金交付済額　598万9，000円 【評価】 ・計画された全ての整備計画が実施され、遊具の撤去、修繕及び新設など、安全に配慮した遊び場の環境整備に寄与することができた。 【次年度の取組】 ・10町内会の整備補助を予定している。 ・補助金予定額：398万9，000円（緊急修繕用の予備を含む）	A	子育て支援課

※本文中の下線は、要点部分に引いてあります。

総括表（令和6（2024）年度　年度末実績・評価）

資料2

No.	実施事業等	事業内容	取組状況・予定	取組状況・予定（令和6（2024）年11月末現在）	R6(2024)年度 実績	R6評価	担当課
19	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(17)子育て応援券事業 【概要】 子育てしやすい環境づくりを推進するため、乳幼児がいる家庭に対し、子育て世代を応援する利用券を配布します。	【取組状況・予定】 ・前年度と同様に<u>０～３歳の子どもがいる世帯に１人当たり１万円</u>（有効期限：発行年度の翌年度末まで）を支給。 ・<u>４月下旬</u>に令和６（２０２４）年度分の<u>電子チケットの応援券を発送。</u>初回発送後の出生者や転入者に対しては、毎月末に対象者を抽出し、順次送付する。また、紙チケット希望者に対しては、個別に電子チケットと引き換えに紙チケットを交付する。 ・電子チケット未取得者への周知を行い、電子チケット取得率を向上させるとともに、電子チケット取扱い事業者を増やすことで、電子決済の環境整備を推進する。 【実績】 ※令和６（２０２４）年５月末現在 ●かしわ★ざ★キッズ！スターチケット ・登録事業者数：９１件（新規登録３件） 　うち、電子チケット対応事業者：７４件、未対応事業者：１７件 ＜令和５（２０２３）年度発行分＞ ・・・初回　令和５（２０２３）年４月２４日発送 ・発行済み対象者数：１，５０８人 ・利用金額／発行金額（全体）：１，２６５万６，７８４円／１，５０８万円 ・利用金額／発行金額（電子チケット）：５２万５，２８４円／１０５万円 ・利用金額／発行金額（紙チケット）：１，２１３万１，５００円／１，４０３万円 ・利用率：８３．９３％（全体）、５０．０３％（電子チケット）、８６．４７％（紙チケット） ＜令和６（２０２４）年度発行分＞ ・・・初回　令和６（２０２４）年４月２２日発送 ・発行済み対象者数：１，０８１人 ・利用金額／発行金額（全体）：２２３万２，５７２円／１，０８１万円 ・利用金額／発行金額（電子チケット）：２２３万２，５７２円／１，０６０万円 ・利用金額／発行金額（紙チケット）：０円／２１万円 ・利用率：２０．６５％（全体）、２１．０６％（電子チケット）、０％（紙チケット）	【取組状況・予定】 ・初回発送後の出生者や転入者に対して、毎月末に対象者抽出し、順次送付。 ・令和5(2023)年度分の電子チケットの未取得者に対し、チケット取得の案内を促した結果、11月末時点で電子チケットの取得率が94．23%となった(令和6(2024)年度分:89．75%)。 【実績】※令和6(2024)年11月末現在 ●かしわ★ざ★キッズ！スターチケット ・登録事業者数:90件(新規登録2件、登録抹消3件) 　うち、電子チケット対応事業者:73件、未対応事業者:17件 ＜令和5(2023)年度発行分＞ ・・・初回　令和5(2023)年4月24日発送 ・発行済み対象者数:1，509人 ・利用金額／発行金額(全体):1，393万3，649円／1，509万円 ・利用金額／発行金額(電子チケット):93万3，149円／104万円 ・利用金額／発行金額(紙チケット):1，300万500円／1，405万円 ・利用率:92．34%(全体)、89．73%(電子チケット分)、92．53%(紙チケット分) ＜令和6(2024)年度発行分＞ ・・・初回　令和6(2024)年4月22日発送 ・発行済み対象者数:1，278人 ・利用金額／発行金額(全体):925万804円／1，278万円 ・利用金額／発行金額(電子チケット):875万7，804円／1，200万円 ・利用金額／発行金額(紙チケット):49万3，000円／78万円 ・利用率:72．39%(全体)、72．98%(電子チケット分)、63．21%(紙チケット分)	【実績】(令和7(2025)年2月末現在) ●かしわ★ざ★キッズ！スターチケット ・登録事業者数:90件(新規登録2件、登録抹消2件) 　うち、電子チケット対応事業者:76件、未対応事業者:14件 ＜令和5(2023)年度発行分＞ ・・・初回　令和5(2023)年4月24日発送 ・発行済み対象者数:1，509人 ・利用金額／発行金額(全体):1，437万1，283円／1，509万円 ・利用金額／発行金額(電子チケット):100万7，783円／104万円 ・利用金額／発行金額(紙チケット):1，336万3，500円／1，405万円 ・利用率:95．24%(全体)、96．90%(電子チケット)、95．11%(紙チケット) ＜令和6(2024)年度発行分＞ ・・・初回　令和6(2024)年4月22日発送 ・発行済み対象者数:1，360人 ・利用金額／発行金額(全体):1066万2，563円／1，360万円 ・利用金額／発行金額(電子チケット):998万9，563円／1，278万円 ・利用金額／発行金額(紙チケット):67万3，000円／82万円 ・利用率:78．40%(全体)、78．17%(電子チケット)、82．07%(紙チケット) 【評価】 ・前年度発行したスターチケットは、<u>電子・紙チケットともに利用率が95%を超え</u>、例年同様高い利用率であり、利用者の満足度の高さが伺える。 ・電子チケット未対応事業者に対して、個別ヒアリングを実施したり、電子決済の状況を周知した結果、<u>事業者電子化率を84．27%(昨年度末:79．55%)に引き上げる</u>ことができた。 【次年度の取組】 ・今年度と同様に0～3歳の子どもがいる世帯に1人当たり1万円を支給。 ・現状、簡易書留で送付している子育て応援券の通信運搬費について、<u>電子化を活かした経費削減案を検討</u>する。	A	子育て支援課
20	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(18)医療費助成事業 【概要】 病気の早期発見・早期治療につなげることや、経済的支援のために次の事業を行っています。 ①②妊産婦及び子どもの医療費助成事業 妊産婦及び子どもの医療費の一部を妊産婦本人又は子どもの保護者に医療費の一部を助成します。 ③不妊治療助成事業 子どもが欲しいと望んで不妊治療を受ける夫婦へ治療費の一部を助成します。 ④ひとり親家庭等医療費助成事業 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を監護養育するひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成します。 ⑤未熟児養育事業 出生時の体重が2,000ｇ以下又は2,000ｇを超えていても医師の診断により、生活力薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成します。	【取組状況・予定】 ・<u>病気の早期発見、早期治療につなげる</u>ことや、<u>経済的支援のため、事業を継続して実施</u>している。 ・<u>不妊治療費の助成</u>は、令和５（２０２３）年度から一般治療も対象に加え、いわゆる<u>保険適応分は全て対象</u>としている。 ・<u>子どもの医療費助成</u>については、令和４（２０２２）年度診療分から、<u>入院、通院ともに高校卒業までを対象</u>としている。 <u>①妊産婦医療費助成事業</u> 妊産婦の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。 <u>②子どもの医療費助成事業</u> 子どもの医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。 <u>③不妊治療助成事業</u> 令和５（２０２３）年度と同様に実施し、不妊治療の経済的負担の軽減を図る。 <u>④ひとり親家庭等医療費助成事業</u> １８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある児童を監護養育するひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図る。 <u>⑤未熟児養育医療給付事業</u> 未熟児の医療費負担の軽減を図るとともに、医療費助成をきっかけに、入院中から医療機関と情報共有を行い、退院後も切れ目ない支援を行う。	【取組状況・予定】　※括弧内は前年同期比 ①妊産婦医療費助成事業 　資格証交付件数　:220件（＋6件） 　助成申請件数　:1，884件（△66件） 　助成総額　:1，135万8，498円（＋57万6，121円） 　1件当たり助成額　:6，029円（＋500円） ②子どもの医療費助成事業 　受給者数　:8，906人（△269人） 　助成件数　:6万9050件（△1，464件） 　医療費等助成額　:1億2，799万4，495円（△71万7，431円） 　1件当たり助成額　:1，853円（＋28円） ③不妊治療費助成事業 　助成申請件数　:57件（＋17件） 　助成総額　:332万9，400円（＋135万7，400円） 　1件あたり助成額　:5万8，410円（＋1万2，249円） ④ひとり親家庭等医療費助成事業 　受給者数　:1，029人（△63人） 　助成件数　:6，782件（△740件） 　医療費等助成額　:1，656万9，166円（△57万5，648円） 　1件当たり助成額　:2，443円（＋164円） ⑤未熟児養育医療給付事業 　受給者数　:8人（＋5人） 　助成件数　:18件（＋11件） 　助成総額　:169万8，766円（＋85万8，590円）	【実績】(令和7(2025)年2月末現在)　※括弧内は前年同期比 ①妊産婦医療費助成事業 　資格証交付件数　:304件（△25件） 　助成申請件数　:2，612件（△259件） 　助成総額　:1，617万4，469円（△3万4，363円） 　1件当たり助成額　:6，192円（＋546円） ②子どもの医療費助成事業 　受給者数　:8，940人（△696人） 　助成件数　:10万1，149件（＋1万1，179件） 　医療費等助成額　:1億8，477万984円（＋3，251万6，758円） 　1件当たり助成額　:1，827円（＋135円） ③不妊治療費助成事業 　助成申請件数　:67件(＋23件) 　助成総額　:392万3，900円（＋144万5，700円） 　1件あたり助成額　:5万8，566円（＋596円） ④ひとり親家庭等医療費助成事業 　受給者数　:1，058人（△111人） 　助成件数　:1万25件（＋85件） 　医療費等助成額　:2，479万4，175円（＋240万1，540円） 　1件当たり助成額　:2，473円（＋221円） ⑤未熟児養育医療給付事業 　受給者数　:13人（＋4人） 　助成件数　:28件（＋21件） 　助成総額　:261万7，739円（114万1，109円） 【評価】 ・各医療費助成を行うことで、病気の早期発見、早期治療、経済的負担の軽減に寄与することができた。 【次年度の取組】 ・医療費助成事業は、次年度も同様に継続する	A	子育て支援課 （①③⑤） 福祉課 （②④）
21	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	(19)実費徴収に係る補足給付を行う事業 【概要】 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	【取組状況・予定】 ・引き続き、国の動向や他市の状況を確認しつつ検討する。	【取組状況・予定】 ・引き続き、国の動向や他市の状況を確認しつつ、実施に向け準備を進める。	【実績】 ・国の動向や他市の状況を確認し、次年度の実施に向け、準備を進めた。 【評価】 ・次年度の実施に向け、体制を整えることができた。 【次年度の取組】 ・保育の利用において必要な日用品・文具等の購入に係る費用や、行事への参加に要する費用等について、補足給付を行う事業を実施する。	A	保育課

※本文中の下線は、要点部分に引いてあります。

総括表（令和6（2024）年度　年度末実績・評価）

資料2

№.	実施事業等	事業内容	取組状況・予定	取組状況・予定（令和6（2024）年11月末現在）	R6(2024）年度 実績	R6評価	担当課
22	第5章2 地域子ども・子育て支援事業	⑳ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【概要】 教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	【取組状況・予定】 ・他業種からの参入や小規模保育・事業所内保育などについては、ニーズや計画の実行性等を精査しながら相談に応じていく。 ・公立保育園の民営化等は、引き続き社会福祉法人と意見交換を行う。	【取組状況】 ・他業種からの参入については市内での実施なし。小規模保育・事業所内保育などについては、ニーズや計画の実行性等を精査しながら引き続き相談に応じていく。 ・公立保育園の民営化について、現時点で社会福祉法人等から具体的な申し出なし。引き続き意見交換を継続して行う。	【実績】 ・３月１３日に私立保育園を運営する法人と市との意見交換会を開催した。 【評価】 ・意見交換会を初めて開催し、少子化の現状を確認し、今後の園運営等についての意見交換を行うことができた。 【次年度の取組】 ・他業種からの参入や小規模保育・事業所内保育などについては、ニーズや計画の実行性等を精査しながら、引き続き意見交換を行う。 ・私立保育園理事長会において、課題の共有、意見交換を行う。	A	保育課
23	支援事業計画記載なし	出産・子育て応援交付金事業 【概要】 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の充実を図るため、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。 ※交付申請児に面談を実施し、妊娠時５万円、出産後５万円を支給	【取組状況・予定】 ・妊娠届出時の面談を実施するとともに、妊婦１人当たり５万円を支給。 ・出産後、助産師訪問等で面談を実施するとともに、出生児１人当たり５万円を支給。	【取組状況・予定】 ・新年度からは、出産・子育て応援交付金（10万円）については、子ども・子育て支援法の「妊婦のための支援給付」として、伴走型相談支援については、児童福祉法の「利用者支援事業（こども家庭センター型）」として実施する予定。 【実績】 ⑴伴走型相談支援　※令和6（2024）年11月末現在 ・妊娠8か月時訪問（希望者等）：33人 ・出産後の訪問：202人 ⑵経済的支援（出産・子育て応援交付金）※令和6（2024）年11月末現在支払分 ・出産応援交付金 　対象件数：198件、交付金額：990万円 ・子育て応援交付金 　対象件数：193件、交付金額：965万円 ・合計 　対象件数：391件、交付金額：1，955万円	【実績】（令和7（2025）年2月末現在） ⑴伴走型相談支援 ・妊娠8か月時訪問（希望者等）：40人 ・出産後の訪問：282人 ⑵経済的支援（出産・子育て応援交付金） ・出産応援交付金 　対象件数：280件、交付金額：1，400万円 ・子育て応援交付金 　対象件数：273件、交付金額：1，365万円 ・合計 　対象件数：553件、交付金額：2，765万円 【評価】 ・伴走型相談支援及び経済的支援の実施により、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることができた。 ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりに寄与することができた。 【次年度の取組】 ・次年度からは、「妊婦のための支援給付事業」に名称を改め、これまで同様、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を、効果的に組み合わせて実施し、妊婦への総合的な支援を図っていく。	A	子育て支援課
24	支援事業計画記載なし	家庭養育応援券事業 【概要】 家庭でお子さんを保育している世帯を応援券する利用券を配布します。	【取組状況・予定】 ・１歳児から小学校就学前児童のうち、保育料無料化の対象となっていない家庭へ、１人当たり月５千円（有効期限：発行年度の翌年度末まで）を支給。 ・初回、７月中旬に令和６（２０２４）年４月～６月の対象者を抽出し発送。 ・４半期毎に対象を抽出し、順次送付。 ・既存の子育て応援券（かしわ★ざ★キッズ！スターチケット）の同様の仕組みを採用し、電子チケットを交付する。（希望により紙チケット対応） ●チケット名称　「かしわ★ざ★キッズ！スターチケット＠ホーム」 ※＠ホームは「アットホーム」と読みます	・初回、7月中旬に令和6（2024）年4月～6月の対象者を抽出し発送後、4半期毎に対象を抽出し、順次送付。 ・チケット取得率は、11月末現在で81．7%となった。 【実績】※令和6（2024）年11月末現在 ●かしわ★ざ★キッズ！スターチケット＠ホーム ・登録事業者数及び電子チケット対応事業者数等については、№19のかしわ★ざ★キッズ！スターチケット実績を参照 ＜令和6（2024）年度発行分＞ ・・・初回発送　令和6（2024）年7月19日　第2四半期発送　同年10月18日 ・発行済み対象者数：延べ257人　実145人 ・利用金額／発行金額（全体）：181万599円／361万円 ・利用金額／発行金額（電子チケット）：175万6，599円／330万円 ・利用金額／発行金額（紙チケット）：5万4，000円／31万円 ・利用率：50．16%（全体）、53．23%（電子チケット）、17．42%（紙チケット）	【実績】※令和7（2025）年2月末現在 ●かしわ★ざ★キッズ！スターチケット＠ホーム ・初回、7月中旬に令和6（2024）年4月～6月の対象者を抽出し発送後、4半期毎に対象を抽出し、順次送付した。 ・チケット取得率は、2月末現在で87．39%となった。 ＜令和7（2025）年度発行分＞ ・・・初回発送　令和6（2024）年7月19日　第2四半期発送　同年10月18日　第3四半期発送　令和7（2025）年1月17日 ・発行済み対象者数：延べ367人　実151人 ・利用金額／発行金額（全体）：318万1，855円／518万5，000円 ・利用金額／発行金額（電子チケット）：291万855円／471万円 ・利用金額／発行金額（紙チケット）：27万1，000円／47万5，000円 ・利用率：61．37%（全体）、61．80%（電子チケット）、57．05%（紙チケット） 【評価】 事業取組み初年度であるが、かしわ★ざ★キッズ！スターチケットで得たスキームを活かし、比較的スムーズに事務を進めることができた。 保育園等を利用していない子のいる世帯への経済的負担軽減を図ることができた。 【次年度の取組】 チケット取得率を向上させるべく、未所得の方へ個別に取得等への働きかけを行う。また、現在、簡易書留で送付しているチケット取得案内をICTより効率化する方法を検討する。	A	子育て支援課 保育課
25	支援事業計画記載なし	子どもの屋内遊び場施設整備事業 【概要】 既存の屋内遊び場施設を拡張し、遊具等の全面入替を行います。	【取組状況・予定】 ・プロポーザルを実施し、受託候補者を決定。 ・既存遊び場（柏崎ショッピングモールフォンジェ内キッズマジック）を約２倍に拡張し、遊具等を全面入替する。 ・令和６（２０２４）年度内に新規オープンを目指す。	【取組状況・予定】 ・プロポーザルを実施し、受託候補者を決定。 ・既存遊び場（柏崎ショッピングモールフォンジェ内キッズマジック）を約2倍に拡張し、遊具等を全面入替する。 ・11月4日　旧キッズマジックを閉鎖、整備工事開始 ・11月9日　柏崎ショッピングモールフォンジェ地下に仮設の遊び場を設置 ・令和6（2024）年度内に新規オープンを目指す。	【実績】（令和7（2025）年2月末現在） ・令和6（2024）年11月整備工事開始、令和7（2025）年3月15日竣工、3月20日プレオープン、4月1日本オープンを予定。 【評価】 ・柏崎産木材を使用し、かつ、滑り台、ボルダリング、ネットトランポリンなど、子どもたちの声を取り入れた新たな遊びの空間を生み出すことができた。 ・面積をこれまでの約2倍に拡張し、県内トップクラスの広さの屋内遊び場になった。 ・乳幼児から小学生までが、区分されたエリアで安全に遊べ、保護者も安心して子どもたちを見守ることのできる施設になった。 【次年度の取組】 ・整備後の屋内遊び場を広く周知し、利用促進を図る。	A	子育て支援課

※本文中の下線は、要点部分に引いてあります。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1　制度の概要

⑴制度の趣旨

子育て家庭の多くが孤立感や育児への不安を抱える中、子どもの育ちを応援し、成育環境の整備とともに、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援強化が必要であることから、令和６年６月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業を創設。

⑵事業内容

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育園等を利用

⑶対象となるこども

保育所等に通っていない０歳６か月から満３歳未満

※認可外保育施設利用者も対象となる

⑷利用上限時間

１０時間/月　※残時間の翌月繰越しは不可

⑸利用者負担　　３００円/時間

２　一時預かり事業との違い

	乳児等通園支援事業	一時預かり事業
対象児童	生後６ヶ月～満三歳未満の未就園児	生後６ヶ月以上の未就園児
利用上限	月 10 時間以内 ※時間単位で利用可能	月１４日以内（最大） ※リフレッシュ利用の場合は７日
位置づけ	R6：試行的事業 R7：地域子ども・子育て支援事業 R8：乳児等のための支援給付制度 **※R8 年度からは全ての自治体で必須**	地域子ども・子育て支援事業
事業目的・内容	・全てのこどもの育ちを応援し、良質な育成環境を整備 ・ライフスタイルに関わらず家庭への支援強化	・家庭での保育が一時的に困難な場合 ・保護者のための負担軽減
設備・職員配置基準	**基本的には、一時預かり事業と同様の基準となっている。** 職員配置については、両事業とも**最低２名（１名は保育士）**の配置が必要だが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援が受けられる場合には保育士１名でも可。 一時預かり事業との一体的利用も可能だが、職員については、両事業の時間帯が被る場合の職員兼務は不可	
事業形態	主に　一般型（単体で実施）　　余裕活用型（保育所等の空き定員を活用して実施）	
国県補助	**国　3/4　市　1/4**	**国　1/3　県　1/3　市　1/3**

３　柏崎市での取り組み

【令和７（2025）年度】

⑴　実施園

公立園（一時預かり事業を実施している園（一部除く））で試行的に実施

①　一般型　　松波保育園　　定員　　おおむね３人程度を予定

②　余裕活用型　　高田保育園、北条保育園、中通保育園、鯖石保育園

定員　保育園部分の空き定員の範囲内

令和７年度当初の各園空き状況（R7．１月現在）

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	合計
中通	2	0	3	-	5
高田	4	6	3	-	13
北条	1	1	11	-	13
鯖石	2	1	3	-	6
合計	9	8	20	-	37

⑵　利用時間

平日　８：３０～１６：００　　土曜日　８：３０～１２：００

※祝日及び年末年始は除く

※土曜日は希望保育がない日は休園の場合あり

⑶　利用料金

●利用料金　３００円/１時間

●給食　　２３０円/１食　弁当持参の場合は料金不要

⑷　開始時期

予約受付：令和７（２０２５）年5月１日から

受入れ開始：令和７（２０２５）年6月１日から

※４月号広報かしわざきに掲載予定、市ＨＰ・すくすくネットにも掲載予定

【令和８（2026）年度】

本格的に給付制度として実施　　※私立園においても意向があれば実施する

資料４－１

柏崎市子ども・子育て会議設置条例（抜粋）

（設置）

第１条　一人一人のこどもが健やかに成長することができるよう子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項及びこども基本法（令和４年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第３項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　こども　基本法第２条第１項に規定するこどもをいう。

（２）　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。

（３）　子ども・子育て支援　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。

（４）　こども施策　基本法第２条第２項に規定するこども施策をいう。

（所掌事務）

第３条　子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

（１）　法第72条第１項各号に掲げる事務を処理すること。

（２）　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に規定する次世代育成支援対策の推進に関して必要な事項を審議すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援及びこども施策に関して必要な事項を審議すること。

（組織）

第４条　子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査・審議する必要があるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

３　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　こども

（２）　保護者

（３）　子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者

（４）　子ども・子育て支援又はこども施策に関する関係団体から推薦を受けた者

（５）　子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者

（６）　労働者を代表する者

（７）　関係行政機関の職員

（８）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員

の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員の任期は、委嘱の日からその者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査・審議が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第６条　子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ１人置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（子育て会議）

第７条　子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの（以下「出席委員」という。）の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

５　子育て会議及び調査・審議に係る手続は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

６　子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子育て会議に諮って定める。

（守秘義務）

第８条　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第９条　子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表１

子ども・子育て会議委員	１日につき	6,400円

柏崎市子ども・子育て会議設置条例　新旧対照表

改正後	改正前
（設置） **第１条**　一人一人のこどもが健やかに成長することができるよう子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項及びこども基本法（令和４年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第３項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。	（設置） **第１条**　一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　こども　基本法第２条第１項に規定するこどもをいう。 （２）　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。 （３）　子ども・子育て支援　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援をいう。 （４）　こども施策　基本法第２条第２項に規定するこども施策をいう。	（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　子ども　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。 （２）　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。 （３）　子ども・子育て支援　子どもの健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。
（所掌事務） **第３条**　子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援及びこども施策に関して必要な事項を審議すること。	（所掌事務） **第３条**　子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関して必要な事項を審議すること。
（組織） **第４条**　（略） ２　（略） ３　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （１）　こども （２）　（略） （３）　子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者 （４）　子ども・子育て支援又はこども施策に関する関係団体から推薦を受けた者 （５）　子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者 （６）　～（８）　（略）	（組織） **第４条**　（略） ２　（略） ３　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （１）　（略） （２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 （３）　子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者 （４）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 （５）　～（７）　（略）

柏崎市子ども・若者計画の策定について

柏崎市では、令和７年度に「柏崎市子ども・若者計画」を策定します。次年度の子ども・子育て会議において、委員の皆様より当該計画の策定についても審議いただき、ご意見をいただきたく存じます。

１ 計画の目的

すべての子ども・若者が自ら居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくこと

２ 計画期間

令和８（2026）年４月１日～令和１２（2030）年３月３１日までの４年間

３ 計画の根拠法令等

・子ども・若者育成支援推進法（以下、子若法）
本計画は、子若法第９条第２項に基づく市町村計画です。
子供・若者育成支援推進大綱（現在は廃止・こども大綱に一元化）及び都道府県子ども・若者計画を勘案して、市町村区域における子ども・若者育成支援に関する計画「市町村子ども・若者計画」を定めるよう努力義務が課されています。

・こども大綱
こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化する大綱です。

・新潟県子ども・若者計画
「新潟県子ども・子育てプラン（新潟県次世代育成支援行動計画）」を子若法第９条に基づく都道府県子ども・若者計画として位置付けています。

４ 柏崎市子ども･若者計画の策定方針（案）

本計画では、本市における子ども･若者の現状及び子ども･若者に関連する施策の状況を明らにし、子ども・若者に関する育成支援施策を総合的に推進します。また、不登校・発達障がい・ひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援の充実を図ります。

※ 令和５年４月施行の「こども基本法」第１０条第２項において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し「市町村こども計画」を作成する努力義務が課されています。

※ 各法令等に基づくこどもに関する計画等を相互に関連計画として位置づけ、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を市町村こども計画として位置付けることが可能です。本市では「柏崎市子ども・若者計画」を策定・令和８年度から施行し、「柏崎市第三期子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして推進することで「柏崎市こども計画」と位置付けます。

5 計画の対象者

乳幼児期から青年期（０歳～２９歳まで）を対象とします。

※ ただし、施策によっては対象をポスト青年期（３９歳まで）に拡大します。

> なお、０歳～１８歳の支援については、「柏崎市第三期子ども・子育て支援事業計画」の中で取り上げているため、本計画では、特に１９歳～２９歳に関する支援を重点的に取り上げます。ただし、子どもの発達支援課で策定する計画となることから、学齢期のいじめ・不登校に関しては、本計画内に重点的に盛り込みます。

6 計画策定に係る基礎調査(案)について

（１）柏崎市若者の意識に関するアンケート調査

① 調査対象：柏崎市に住民票がある１９～２９歳の男女２，２００人（無作為抽出）

② 調査方法：依頼文及び調査票を郵送し、回収はウエブサイトもしくは郵送

③ 実施時期：令和７年５月

※ **令和７年４月に子ども・子育て会議委員宛にアンケート調査票（案）を送付します。内容をご確認いただき、書面にてご意見をいただけますようお願い申し上げます。**

（２）学生ヒアリング

市内２大学の学生へのヒアリングを想定

（３）困難を有する子ども・若者へのヒアリング

不登校、ひきこもりの状況にある子ども・若者へのヒアリングを想定

7 策定スケジュール

時期	子ども・子育て会議	基礎調査/策定事務（予定）
４月	≪書面協議≫・アンケート調査案について	
５月		アンケート調査実施
６月	【第１回】・アンケート結果報告（速報版） ・計画骨子案説明	不登校児童生徒ヒアリング
７月		ひきこもり当事者ヒアリング
８月	≪書面協議≫・計画素案について	学生ヒアリング
９月		
１０月	【第２回】・基礎調査結果報告（詳細版） ・計画案説明	
１１月		
１２月		パブリック・コメント実施
１月		パブリック・コメントの反映
２月	【第３回】計画案説明	
３月	【第４回】計画完成版配布	

骨子案作成 → 素案作成 → 計画案作成 → 最終案作成 → 印刷・製本

別紙1

① 教育・保育給付

施設型給付　幼稚園・認定こども園・保育園

市全域

		令和6（2024）年度推定ニーズ量に対する確保の方策									
	認定こども園　4園	1号認定		2号認定				3号認定			
	幼稚園（従来型）　1園	3～5歳		3～5歳		3～5歳		1.2歳		0歳	
	保育園　28園	教育		教育		保育		保育		保育	
	※園数は計画策定時のもの	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
	推計ニーズ量		299		0		1,047		594		109
確保方策	教育・保育施設（小計）	5	299	5	0	32	1,047	32	594	32	109
	認定こども園	4	241	4	0	4	0	4	60	4	0
	幼稚園	1	58	1	0	0	0	0	0	0	0
	保育園	0	0	0	0	28	1,047	28	534	28	109
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	5	299	5	0	32	1,047	32	594	32	109

総合計：　2,049 人

		令和6（2024）年4月1日現在在園児童数									
	認定こども園　4園	1号認定		2号認定				3号認定			
	幼稚園　1園	3～5歳		3～5歳		3～5歳		1.2歳		0歳	
	保育園　27園	教育		教育		保育		保育		保育	
		施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
	ニーズ量		195		0		1,107		625		68
確保方策	教育・保育施設（小計）	5	195	5	0	30	1,107	30	615	30	67
	認定こども園	4	137	4	0	4	54	4	50	4	0
	幼稚園	1	58	1	0	0	0	0	0	0	0
	保育園	0	0	0	0	26	1,053	26	565	26	67
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	1	10	1	1
	合計	5	195	5	0	30	1,107	31	625	31	68

総合計：　1,995 人

		令和7（2025）年3月1日現在在園児童数									
	認定こども園　4園	1号認定		2号認定				3号認定			
	幼稚園　1園	3～5歳		3～5歳		3～5歳		1.2歳		0歳	
	保育園　27園	教育		教育		保育		保育		保育	
		施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
	ニーズ量		214		0		1,109		656		125
確保方策	教育・保育施設（小計）	5	214	5	0	30	1,109	30	645	30	124
	認定こども園	4	142	4	0	4	55	4	63	4	14
	幼稚園	1	72	1	0	0	0	0	0	0	0
	保育園	0	0	0	0	26	1,054	26	582	26	110
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	1	11	1	1
	合計	5	214	5	0	30	1,109	31	656	31	125

総合計：　2,104 人

【令和6（2024）年4月1日現在の施設・定員・児童数】

区分	認可定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認定こども園	保育	168	0	13	37	23	10	21	104
	教育	405	－			36	59	42	137
幼稚園	教育	120	－			14	17	27	58
保育園	保育	2,453	67	276	289	317	335	401	1,685
地域型保育事業	保育	12	1	10	0	－			11
合計	3,158		68	299	326	390	421	491	1,995

※施設・事業所利用状況一覧表のうち管内のみ集計

別紙　2

No.17　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

令和6（2024）年度		ニーズ量の見込み・確保の方策 令和6（2024）年度				R6.5.1現在登録者数 （単位：人） 令和6（2024）年度				R7.3.1現在登録者数 （単位：人） 令和6（2024）年度			
区分	定員数（a）	計（b）	1～3年生	4～6年生	（a−b）	計（c）	1～3年生	4～6年生	（a−c）	計（c）	1～3年生	4～6年生	（a−c）
市全域	1,298	987	801	186	286	1,007	778	229	266	892	741	151	406
第一	94	88	73	15	6	96	77	19	△ 2	92	74	18	2
柏崎	94	88	73	15	6	96	77	19	△ 2	92	74	18	2
第二	138	122	99	23	16	131	100	31	7	113	96	17	25
比角第一	80	92	77	15	△ 12	80	60	20	0	74	60	14	6
比角第二	58	30	22	8	28	51	40	11	7	39	36	3	19
第三	217	134	110	24	83	149	105	44	68	135	105	30	82
剣野第一	62	32	29	3	30	59	43	16	3	51	41	10	11
剣野第二	67	58	47	11	9	61	42	19	6	53	41	12	14
大洲	31	19	18	1	12	20	16	4	11	23	19	4	8
米山	17	7	4	3	10	2	0	2	15	2	0	2	15
鯨波	40	18	12	6	22	7	4	3	33	6	4	2	34
鏡が沖	269	169	137	32	100	169	131	38	100	128	111	17	141
半田第一	49	48	42	6	1	50	44	6	△ 1	42	39	3	7
半田第二	90	37	30	7	53	43	34	9	47	29	25	4	61
枇杷島第一	58	43	35	8	15	27	17	10	31	22	16	6	36
枇杷島第二	72	41	30	11	31	49	36	13	23	35	31	4	37
瑞穂	132	113	88	25	19	114	93	21	18	105	90	15	27
槇原	73	52	43	9	21	59	50	9	14	49	46	3	24
日吉	40	50	36	14	△ 10	45	36	9	△ 5	43	34	9	△ 3
中通	19	11	9	2	8	10	7	3	9	13	10	3	6
松浜	69	49	48	1	△ 5	47	44	3	△ 3	48	45	3	21
荒浜	69	49	48	1	△ 5	47	44	3	△ 3	48	45	3	21
南	56	31	23	8	25	57	41	16	△ 1	49	40	9	7
新道	56	31	23	8	25	57	41	16	△ 1	49	40	9	7
東	186	193	153	40	△ 7	163	130	33	23	148	126	22	38
田尻第一	76	80	62	18	△ 4	69	58	11	7	62	53	9	14
田尻第二	74	64	54	10	10	58	45	13	16	53	47	6	21
北鯖石	36	49	37	12	△ 13	36	27	9	0	33	26	7	3
第五	36	21	13	8	15	16	8	8	20	16	8	8	20
鯖石	36	21	13	8	15	16	8	8	20	16	8	8	20
北条	30	14	12	2	16	17	13	4	13	19	15	4	11
北条	30	14	12	2	16	17	13	4	13	19	15	4	11
高柳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西山	71	53	45	8	18	48	36	12	23	39	31	8	32
にしやま	71	53	45	8	18	48	36	12	23	39	31	8	32